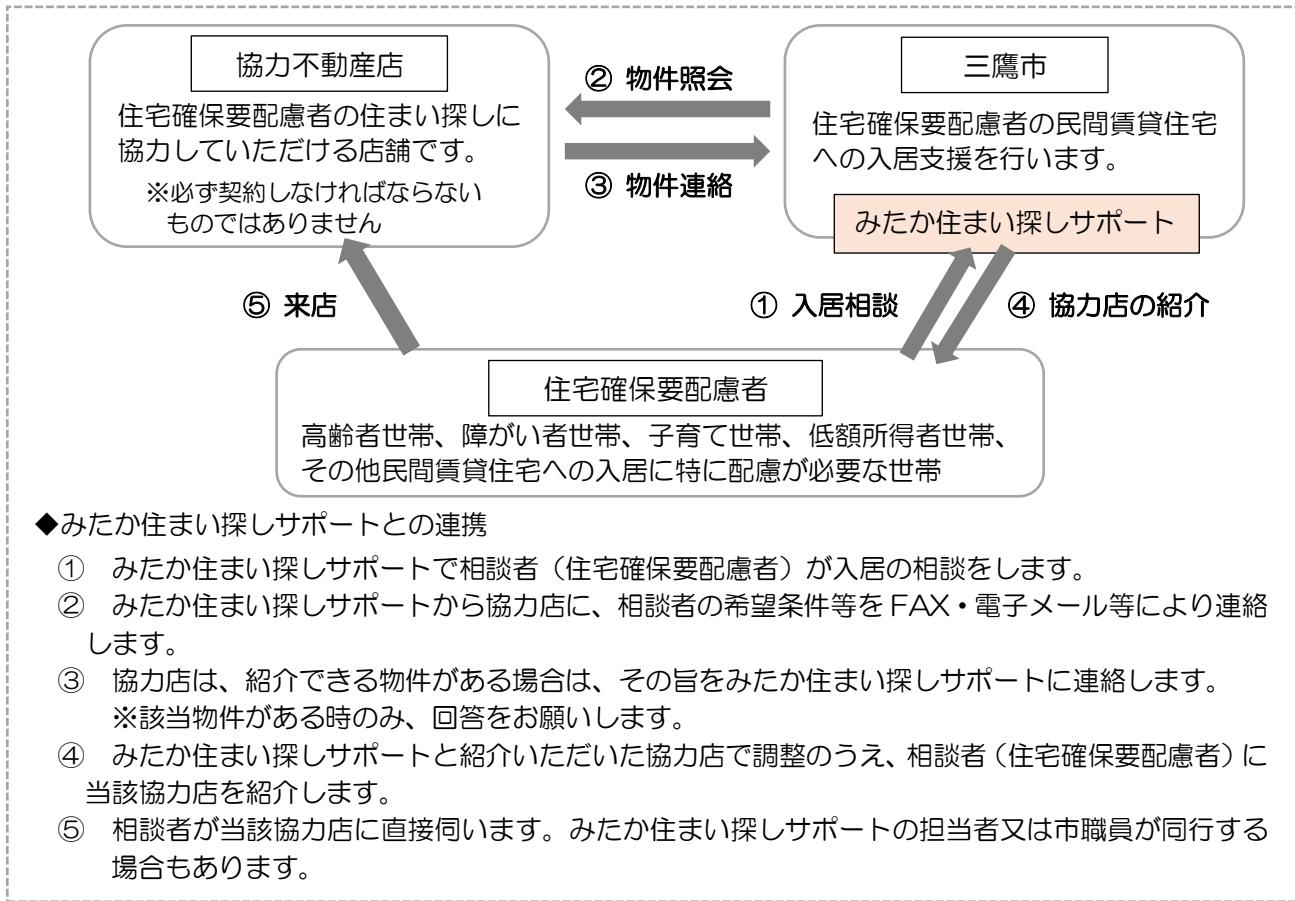


協力不動産店の募集について



三鷹市では、高齢者や障がい者、子育て世帯など、住まい探しにお困りの方が、住み慣れた街で安心して暮らし続けることができるよう「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」による居住支援協議会を令和7年2月に設置しました。

「みたか住まい探しサポート（相談窓口）」にて、民間賃貸住宅の物件紹介にご協力していただける「協力不動産店」を募集しています。



協力不動産店の登録について

◆協力不動産店登録の要件

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居にご理解をいただける、三鷹市又は三鷹市に隣接する区市に所在する不動産店

◆協力不動産店登録の流れ

- ① 次の書類を協議会事務局（三鷹市都市再生部住宅政策課）へ電子メール、郵便又はFAXでご提出ください。
 - ・協力不動産店登録申込書（様式は市HPにて「協力不動産店登録事業」と検索するか、下のQRコードを読み込んでください。）
 - ・宅地建物取引業者免許証の写し
- ② 協議会事務局で協力不動産店登録簿に登録し、協力店に登録承認通知書を電子メールで送付します。
- ③ 三鷹市公式ホームページ等に協力店として掲載します。

問合せ先 【三鷹市居住支援協議会事務局】三鷹市都市再生部住宅政策課

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号

電話 0422-29-9704 • FAX 0422-48-0975 • メール jutaku@city.mitaka.lg.jp

